

令和2年度 第1回
大越公民館運営審議会次第

日時 令和2年8月20日(木)

午前9:30～

場所 大越公民館 講堂

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 委員自己紹介

4 委員長及び副委員長選出

5 あいさつ

委員長

梅澤公民館参与

6 議 題

(1) 令和2年度大越公民館予算及び講座等の事業について

(2) 令和2年度大越地区文化祭について

(3) その他

7 閉 会

大越公民館運営審議会委員名簿（令和2・3年度）

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
木村 秀夫	大越第1区長	学識経験者	
竹内 功	大越第2区長	学識経験者	
石川登美雄	大越第3区長	学識経験者	
野中 一男	大越とねの会会長	学識経験者	
武正 利次	文化団体代表	学識経験者	
松本美由紀	文化団体代表	学識経験者	
黒田 茂子	おおごえ薨の会会長	学識経験者	
中島 高広	大越小学校校長	学校教育関係	
中村 悟	民生委員・児童委員協議会 大越支部会長	家庭教育向上	
新井 照男	社会福祉協議会大越支部長	社会教育関係	
市川 邦夫	大越地区スポーツ協会会長	社会教育関係	
中澤 益子	大越地区愛育班班長	社会教育関係	
茂木 寿代	大越小学校 PTA 副会長	社会教育関係	新任
増田 高治	子どもふるさと会代表	社会教育関係	

令和2年度 大越公民館職員名簿

館 長 (生涯学習課長)	細 田 周 作
参 与	梅 澤 清 眞
主 事	高 橋 邦 夫
主 事 補	松 井 敬 子
生涯学習推進員	大 谷 和 弘

令和2年度 大越公民館予算配分表(当初)

10-5-1 02. 家庭の学びと地域の絆推進事業

(単位 円)

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費	1 報償金	5,000	5,000	0	
	・家庭教育学級	5,000	5,000	0	講師謝金

10-5-1 08. 生涯学習きっかけづくり支援事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費		160,000	160,000	0	
	1 報償金	150,000	150,000	0	
	・講師謝金	150,000	150,000	0	講師謝金
	4 報償品費	10,000	10,000	0	報償品
	・高齢者学級	10,000	10,000	0	
10 需用費		20,000	20,000	0	
	1 消耗品費	20,000	20,000	0	講座用
	・一般講座	10,000	10,000	0	
	・高齢者学級	10,000	10,000	0	
	合 計	180,000	180,000	0	

10-5-2 02. 公民館施設整備事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
14 工事請負費	1 施設改修工事	11,000	0	11,000	
	・センサー撤去工事	11,000	0	11,000	セコム

10-5-2 03. 公民館管理運営事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費	1 委員等謝金	54,000	72,000	△ 18,000	
	・公民館運営審議会委員謝金	54,000	54,000	0	
	・公民館運営審議会研修大会	0	18,000	△ 18,000	
8 旅費		55,380	67,000	△ 11,620	
	1 費用弁償	55,380	18,160	37,220	職員等
	2 普通旅費	0	48,840	△ 48,840	職員
10 需用費		142,650	142,220	430	
	1 消耗品費	31,000	31,000	0	事務用品等
	2 燃料費	10,000	9,600	400	灯油代
	3 食料費	1,650	1,620	30	茶葉代
	6 修繕料	100,000	100,000	0	公民館修繕料
11 役務費		10,409	1,000	9,409	
	1 通信運搬費	1,000	1,000	0	郵便料
	3 手数料	9,409	0	9,409	洗濯機等処分料
12 委託料	2 整枝・剪定・除草	33,000	33,000	0	植木手入れ
	合 計	295,439	315,220	△ 19,781	

10-5-2 04. 地区文化祭振興事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
18 負担金補助及び交付金		95,000	95,000	0	
	・地区文化祭補助金	95,000	95,000	0	

総 計		586,439	595,220	△ 8,781	
-----	--	---------	---------	---------	--

令和2年度 講座等の事業計画及び応募の状況

No.	講座名	回数	定員	申込者数	開催日時	講師等 (敬称略)
1	歴史講座	2回	25人	26人	中止	梅澤参与 小山市学芸員
2	仏画講座	4回	10人	12人	10/8・15・22・29 (各木) 13:30~	梅澤参与
3	木工(日曜大工)講座	4回	10人	7人	10/8・15・22・29 (各木) 9:30~	石井 勇
4	篆刻講座	1回	10人	10人	10/12 (月) 13:30~	野中 信義
5	みんなで歌う名曲講座	4回	10人	5人	中止	野中 絹代
6	竹細工講座	4回	10人	10人	10/23・30 (各金) 1日2講座 13:30~ 15:00~	八柳 良介
7	そば打ち講座	2回	10人	8人	中止	黒田 實 高橋 武雄
8	新 ハワイアンキルト講座	5回	10人	9人	10/7・14・28、 11/4・11 (各水) 13:00~	布花原静江
9	新 将棋で遊ぼう講座	2回	10人	8人	中止	大川 知三
10	新 親子工場見学講座	1回	15組		中止	公民館職員
	利根ふれあいセミナー (高齢者学級)	8回	—	25人	中止 (別紙のとおり)	埼玉県防犯指 導班 他
	子ども対象セミナー	1回	20人		中止	スホ 大越地区協他
	親子の広場	2回	—		・子ども夏祭り—中止 ・カルタ大会—中止	子どもふるさと会
	家庭教育学級	1回	—		新入学児童保護者対象 10/8 (木)	埼玉純真短期大学

※ No.1~10 までは一般講座

令和2年度 利根ふれあいセミナー事業計画

事業のねらい：健康で目的を持った元気な生活を送るため！

回	月	学 習 内 容	講師等 (敬称略)
1	5月	開講式 交通安全・防犯講座	埼玉県警 防犯指導班
2	6月	頭も体も使って 介護予防教室	利根いこいの里 田島みどり
3	7月	海なし埼玉県から考える 海洋環境問題講座	県政出前講座 埼玉県水環境課
4	9月	(出前講座)	大学派遣講師
5	10月	社会見学 (仮：キューピー工場ほか)	生涯学習推進員
6	11月	食と健康	篠崎医院+薬局 (栄養士)
7	12月	① 身近な人権講座	梅澤清眞
		② 年末おはなしタイム	伊藤三鶴
8	R3年 1月	登録団体による演奏会 閉講式	出演者未定

※ 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、計画しました上記の事業はすべて中止することといたしました。

令和2年度公民館文化祭について

1 現在の状況

新型コロナウイルス感染症については、国の緊急事態宣言が解除されたものの、依然として収束の見通しが立たず、第2波が非常に懸念される状況です。国から示されている「新しい生活様式」の実践が求められるなかで、イベントについても、徐々に開催に向けて感染防止対策を十分に講じたうえでの実施が可能になってきていますが、依然として三つの密（密集、密閉、密接）の徹底した回避は必須となっています。

2 開催に向けての課題

令和2年度の加須地域各公民館文化祭の開催については、10月24日（土）の週末を中心に予定しておりますが、開催にあたっては、公益社団法人全国公民館連合会からの「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に示された「感染防止のための基本的な考え方」や「講ずるべき具体的な対策」を踏まえつつ、以下のことが課題となります。

(1) 準備・運営面について

- ア 公民館主催講座が9月まで中止の中、施設自体の再開も6月からとなり、満足に施設利用者の活動もできていないため、出展作品が例年通りに集まらないと思われる。
- イ 密閉を避けた物理的な間隔を取る必要があるため、来館可能者数の制限、各室の定員人数制限、会場レイアウトを変更する必要がある。
- ウ 直接、手で触れることができる展示物等の展示が難しい。
- エ 前日準備、当日の運営にあたり、大勢の人数が滞留しないようにしたり、室内で近距離での会話や、多人数が集まって、室内で大きな声で発声したり歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を避けなければならない。
- オ 飲食が伴う内容は、飛沫・接触感染の恐れがあるので控える。
- カ パンフレットや景品等の配布物を手渡しでの配布は避ける必要がある。
- キ 施設備品のほか、持ち込み備品についても十分な消毒を行う必要があるとともに、十分な消毒が行えない場合は使用しないようにする。

(2) 来館者の安全確保について

- ア 来館者に対して検温を依頼するとともに、体調不良者においては、来場を控えてもらう。
- イ マスク着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ウ 感染者が発生した場合に備え、来館者（対象者）を特定しなければならないので、運営側スタッフを含め、来館者の氏名及び連絡先を把握する必要がある。

○ 公民館運営審議会委員について

【社会教育法】

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・一部改正)

【公民館の設置及び運営に関する基準：文科省告示】

(地域の実情を踏まえた運営)

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

【加須市立公民館運営審議会規則】

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

4 公民館の職員は、会議の必要により出席し、発言することができる。

【加須市立公民館条例】

(運営審議会)

第15条 法第29条の規定に基づき、各公民館に公民館運営審議会を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。

4 委員に欠員が生じたときは補欠委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

◇社会教育法第30条第1項による例

■学校教育関係者

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校などの現職または元教師、教頭、校長など

■社会教育関係者

- ・青少年関係…ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年相談員、青年会議所、子ども会、青少年育成加須市民会議
- ・学校PTA、学校開放関係者
- ・社会教育施設関係…図書館、美術館、青年の家などの施設関係者
- ・体育、レクリエーション関係者
- ・ボランティア…愛育班、食生活改善、国際交流

■家庭教育の向上に資する活動を行う者

- ・現在子育て中の子育てサークルのリーダー
- ・子育て経験を生かしたサポーター（ファミリーサポート）
- ・親からの相談に対応する民生児童委員、主任児童委員など

■学識経験のある者

- ・自治会、老人会、女性団体、医師など、公民館において行う活動に対し、自らの知識と経験により幅広い見地から意見をいただける方